

県保有情報漏えいの指摘に係る調査に関する第三者による調査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、インターネットでの動画配信及びSNS並びに報道において、兵庫県（以下「県」という。）が保有していたと思われる情報であって外部へ漏えいした可能性が指摘されるもの（別表に掲げるものに限る。以下「ネット情報」という。）が複数存在するとともに、動画配信者が、ネット情報の外部への持ち出しは公益通報者保護法（平成16年法律第122号）において不利益な取扱いが禁止される公益通報に該当するとの主張を行っていること等（以下「本件事案」という。）に鑑み、本件事案について、公平かつ中立な観点から、専門的な知見を持つ第三者により構成される調査委員会（以下「調査委員会」という。）による客観的な調査等（以下「本件調査」という。）を実施することを目的とする。

(調査委員会の所掌事項等)

第2条 調査委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 次に掲げる事務（以下「第1段階調査」という。）

ア ネット情報が、県が保有していた情報と同一のものであるかについての調査

イ ネット情報を外部に持ち出すことが、公益通報者保護法において不利益な取扱いが禁止される公益通報に該当するかの判断

(2) 次に掲げる事務（以下「第2段階調査」という。）

ア ネット情報の外部への漏えいが、県職員によるものであるか、又は外部の者によるものであるかの調査

イ ネット情報の外部への漏えいの原因、背景及び方法並びに県における情報管理の現状等の調査

(3) 第1段階調査又は第2段階調査（次項の規定により実施された場合に限る。）に関する報告書（以下「調査報告書」という。）の作成

(4) 前3号に掲げる事務に関連する事務その他調査委員会が必要と認める事務

2 第2段階調査は、第1段階調査の結果、前項第1号アについて同一の情報であると認められ、かつ、同号イについて公益通報に該当しないと判断された場合に行うものとする。

(調査委員会の構成)

第3条 調査委員会は、委員3人で構成する。

2 委員は、兵庫県弁護士会から推薦された弁護士3人を選任する。

(調査委員会の委員長)

第4条 調査委員会に委員長を置き、委員のうちから、委員の互選により選任する。

2 委員長は、調査委員会の会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 委員長に事故があったとき、委員長が欠けたときその他委員長がその職務を行うことができないときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める委員がその職務を代理する。

(1) 委員長により、あらかじめ職務を代理する委員が指名されている場合 当該委員

(2) 委員長により、あらかじめ職務を代理する委員が指名されていない場合 委員長以外の委員の互選により選任された委員

4 委員長は、委員の補助者として、本件調査に必要な範囲で、かつ、県の予算の範囲内において、補助委員を選任することができる。

(調査委員会の委員の任期等)

第5条 委員の任期は、調査報告書が提出された日の属する月の末日（以下「任期の終期」という。）までとする。

2 委員に欠員を生じた場合は、兵庫県弁護士会から推薦された弁護士を補欠委員として選任し、その任期は、委員の任期とする。

(調査委員会の会議)

第6条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、第1回の会議は、県知事が招集する。

2 調査委員会の会議は、公開しない。

(第2段階調査の事業者への委託)

第7条 委員は、第2段階調査のために必要があると認めるときは、県の予算の範囲内において、サイバーセキュリティに関する事業者に第2段階調査の一部を委託することができる。

(意見の聴取等)

第8条 委員は、第2条第1項各号に掲げる事務の遂行のため必要があると認めるときは、本件事案の関係者（以下「関係者」という。）に対し、次の各号に掲げる協力を求めることができる。

(1) 本件事案に関する事実関係を確認するための意見の聴取等に応じること。

(2) 本件事案に関する資料等を提出すること。

(3) 調査委員会への出席の依頼に応じること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員が協力を求める必要があると認めるもの

(調査の結果報告等)

第9条 委員長は、第2条第2項の規定により第2段階調査に着手する場合においては、その旨及びその理由を県総務部法務文書課（以下「法務文書課」という。）に報告するものとする。

2 委員長は、調査委員会が、第1段階調査、第2段階調査又は第2条第1項第4号に掲げる事務（以下「第1段階調査等」という。）を行い、調査の結果等を得た場合においては、速やかに調査報告書を作成し、法務文書課に提出するものとする。

(遵守事項)

第10条 委員は、第1段階調査等を行うに当たっては、関係者が第8条各号に掲げる協力をしたことを理由として不利益な取扱いを受けることがないように、最大限の配慮をしなければならない。

2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同

様とする。

(調査委員会の庶務)

第11条 調査委員会の庶務（委員から依頼されたものに限る。）は、法務文書課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本件調査に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月7日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、任期の終期限り、その効力を失う。

別表

年月日	媒体	内容
令和6年8月23日	週刊文春 電子版	3月25日の片山元副知事による元西播磨県民局長事情聴取の音声データ (雑音が人事課保有データと一致)
令和6年8月28日		3月25日の調査実施手順書(3班体制)の内容
令和6年8月30日		2月12日付け及び同月13日付け[REDACTED] [REDACTED]の転出先候補資料
令和6年9月1日		3月26日付け元西播磨県民局長処遇と今後の調査方針案 3月27日の記者レク結果、知事定例記者会見想定Q A及び齋藤知事が自ら作成したメモ
令和6年9月2日		3月27日の元西播磨県民局長辞令交付時の音声データ並びに当時の様子及び発言に関するメモ 3月28日の元西播磨県民局長が職員局長に送ったメール(写真) 3月27日のさわやか提案箱投書
令和6年9月4日		4月2日付けアイアン経緯報告書
令和6年11月29日	[REDACTED]氏のYouTube	元西播磨県民局長の公用PC内の私的情報(フォルダ名及びファイル名が表示されたもの)
令和6年11月30日	[REDACTED]氏のYouTube	元西播磨県民局長の公用PC内の私的情報(フォルダ名及びファイル名が表示されたもの)
令和6年12月1日	[REDACTED]氏のX	元西播磨県民局長の公用PC内の私的情報(ファイルの内容が表示されたもの)
令和6年12月11日	[REDACTED]氏のYouTube	元西播磨県民局長の公用PC内の私的情報(ファイル名及びフォルダ名並びにファイルのプロパティが表示されたもの)